

第19回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日時 令和4年1月25日（火）9時00分～9時28分

2 場所 阿久根市役所第一会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（5人出席）

○辻 喜久男 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑨富永 勝志
(2) 農地利用最適化推進委員 ○竹原 長政 ○白肌 正

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第19回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、7番高原熊夫委員，8番尻無濱俊幸委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第19回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は、1月4日、市役所において、仕事始め式があり、出席しました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第1号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第1号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案2号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が4件です。

整理番号1について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、現在妻と共に、甘藷・野菜を生産されており、年間200日程度農業に従事されております。申請地でも野菜を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしております。

整理番号2について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定で、申請地では妻と共に野菜を生産する計画です。労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしております。

整理番号3について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。譲受人は、現在、妻とともに水稻を生産されており、年間150日程度農業に従事されております。申請地では、甘藷を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号4について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、現在、長男と妻と共に水稻・柑橘類を生産されており、年間300日程度農業に従事されております。申請地でも水稻を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件をすべて満たしております。

以上、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1 番委員 (久保 秀幸)

議案第 2 号にかかる調査は、1 月 1 1 日に、2 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 6、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 3 号について、説明いたします。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号 1 の案件は、資材置場・駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から東〇〇キロメートルの所に位置し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、隣接地で会社を経営していますが、資材置場と駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けて、資材置場と駐車場として利用するため本件を申請されました。申請地の排水は、側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号 2 の案件は、車庫への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南南東〇〇キロメートルの所に位置し、農業公共投資の対象となっていない 10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地である

ことから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、申請地の隣にある宅地を譲り受けて住宅を建築する予定であり、申請地と宅地の一部を利用し、車庫を建築するため本件を申請されました。申請地の排水については、側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員 (中野 和徳)

議案第3号に係る調査結果について、報告します。調査は、1月11日に、1番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側及び南側は宅地、北側は畑、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、よう壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側は畑、北側は道路、西側は宅地、南側は通路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック積をするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7, 議案第4号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8, 議案第5号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。但し私、及び、尾上進 農地利用最適化推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。なお、私が議事参与分に該当する審議の際は、私は退席いたしますので会長代理に議長をお願いしたいと思います。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第5号 令和4年農用地利用集積計画書第1号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年1月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に、議事参与分を審議いたしますが、私は退席いたします。白濱会長代理、よろしくをお願いします。

(議長退席)

(1 1 番白濱和利委員，議長席着席)

1 1 番委員 (白濱 和利)

規定により、会長に代わって、私が議長をつとめさせていただきます。

それでは、議事参与の制限にかかる案件を審議いたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

引き続き説明をさせていただきます。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくをお願いします。

1 1 番委員 (白濱 和利)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~なしの声あり~

1 1 番委員 (白濱 和利)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

1 1 番委員 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。会長の着席を許可し、議長を交代いたします。

(1 1 白濱和利委員，議長席退席)

(会長，議長席着席)

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)
引き続き説明をさせていただきます。
(議案資料にて説明)
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)
以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)
ございません。

議長 (石坂 務)
それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時28分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
